

平成17年8月23日
警察庁 竹花 豊

少年保護観察に関する意見～レジュメ～

1 広島における暴走族対策の教訓から

長期にわたって暴走族の跋扈を許した原因は、警察活動と刑事司法の抑止力が不十分であったことに加え、この抑止力に社会全体が依存していたこと

少年の保護観察制度やその運用にも課題～別添中国新聞切り抜き参照～

- ① 暴走族少年に軽んじられている保護観察
- ② 暴走族少年を更生させるには、保護観察所や保護司の力だけでは不十分

2 保護観察の実効性確保のために

保護観察制度の運用状況が制度の目的を実現しているか十分検証することが重要。問題点があればその原因を究明すべき。また、さらに効果的な方法がないか検討すべき。これは、少年犯罪を社会内処遇で解決しようとする際の必要不可欠の態度。以下の点が検討されるべき。

- (1) 重大な遵守事項を守らない少年に対する新たな措置を作る。
- (2) 遵守事項を遵守させ、更正をはかるために保護観察所や保護司が、関係者（警察、学校、親等）の協力を確保できる仕組みの新設
- (3) 保護観察中の少年に社会貢献活動への参加および被害者の心情を理解させる修復的措置への参加を義務づける。
- (4) 多様な社会経験の機会を提供する。
- (5) (2)、(3) 及び (4) に関連する保護者の協力確保を含め、保護者に対する指導等を行える法的根拠を作る。
- (6) 保護観察中の少年に家庭以外の居住先を確保する（「青少年の家」的な開放型の立ち直り支援ホームの新設やいわゆる補導委託先と同様の居住先の確保をすすめる。）

3 保護観察体制の強化充実のために

従来にない効果的で多様な保護観察を実施するためには、これを担う体制の強化充実を図ることが必要。このため、保護観察官の増強及びこれを補完する体制の強化が求められる。また、保護観察官が専門家として、保護司が民としての良さを発揮することで保護観察活動が成り立つという従来の考え方を見直すべき（成人対象の保護観察にはそれがふ

さわしいかもしれないが、少年対象のそれには、保護観察官を補佐するより積極的で専門的な知識と経験を持った者の活動が求められる。)。その方向としては

① 保護司とは別に、保護観察官の活動を補助する専門的な知識を持つ民間サポーターを設置する。

② 専門的な知識を持つ少年担当専門保護司を設置する。

の二つが考えられるが、いずれの方向をとるにしても、専門家としての知見を生かすのだから、報酬が提供されるべき。また、このための人材の確保のため、必要な講習を受け、試験合格者を登用する仕組みを新設する。その際家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所等のOBの登用を進めるとともに、BBS経験者や年齢の比較的若い現職の保護司を登用する。

4 その他

(1) 保護司会活動の近代化

(2) 社明運動等啓発活動の見直し

(3) 保護観察官と保護司のコミュニケーション

(4) 関係の実務家の交流を深める。このため、少年事件を担当する実務家による意見交換の場を広く設ける。また、これらの関係機関の人事交流を広げる。

(5) その他